

平成27年9月25日
消費者庁事故調査室

「体育館等の床から剥離した床板による負傷事故」について

消費者安全調査委員会では、標記の事故について、その発生が一般的には知られておらず、今後も同種の事故が発生する可能性があると考えられることから、事故等原因調査を開始することとしました。

- 調査委員会では、体育館や講堂の床から床板が剥離して身体に突き刺さり危害を受けた事故が、国内で過去に8件発生していることを確認しました。刺さった木片の長さは5cm～30cmでした。8件の中には、重傷を負った事故があるほか、海外では死亡に至った事例もあります。
- これらの事故は、いずれもバレーボール（7件）やフットサル（1件）の活動中の事故であり、フライングレシーブやスライディングなど床に滑り込む動きをした際に発生しているものと推定されます。
- 今後、調査委員会において、事故原因や再発防止等について、調査・検討を行います。体育館等の利用に当たっては、床板に、
 - ・傷、割れがないか
 - ・反り、浮き、目違いがないか
 - ・床鳴りするところがないかどうか等を確認することが重要です。

(参考) 事故事例

	発生年月	発生場所	事故概要
1	平成 18 年 8 月	高等学校 体育館	フライングレシーブの体勢で上半身から床に飛び込んだ際、浮き上がった床材の一部が右胸下部に刺さった。
2	平成 23 年 7 月	中学校 体育館	バレーボールの部活動中に床板の木片が左胸に刺さった。
3	平成 24 年 4 月	中学校 体育館	バレーボールのレシーブの練習で床に飛び込んだ際に、一部剥がれていた床板の木片が右胸に刺さった。
4	平成 25 年 4 月	中学校 体育館	バレーボールの部活動中に体育館の床板が剥がれて刺さりけがをした。
5	平成 25 年 5 月	公立体育館	バレーボールのレシーブの練習で上半身から床面に滑り込んだ際、床板の木片が腹部に刺さり 5 針を縫うけがをした。
6	平成 26 年 4 月	公立体育館	バレーボールでレシーブをした際、床板の一部がめくれて右脇腹に刺さり負傷した。
7	平成 27 年 4 月	大学 講堂	フットサルの活動中、背中に床材の木片が突き刺さった。木片は肝臓にまで達していた。
8	不明	中学校 体育館	バレーボール部の練習中、ウォーミングアップでフライングレシーブの練習をしていた。その際、体育館の床材の一部が左大腿部から左下肢に刺さった。

※4 及び 8 は消費者庁の事故情報データベースに寄せられた事例（4 は事故調査室が別途聞き取り調査を行った内容を含む。）。

それ以外は報道情報によるもの。

上記事故事例は消費者庁が事実関係や因果関係を確認していないものを含む。